

平成 25 年 8 月 8 日

関係機関 各位

豊岡市長 中 貝 宗 治

豊岡市ものづくり企業等支援補助金(二次募集)の申請受付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は、本市行政に関し格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、標記の補助金について、下記のとおり申請受付を開始しましたので、お知らせします。

つきましては、広く関係会社等にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 受付期間 平成 25 年 8 月 16 日 (金) ~ 9 月 10 日 (火)

2. 補助金の概要 (詳細は、別添の募集要領をご覧ください)

①対象事業 新製品・新技術開発、市内取引拡大、販路拡大

②補助金額 補助対象経費×1/2(環境経済事業は×2/3)。【上限 300 万円】

③対象者 市内に事務所を置く中小企業者・団体(個人を含む)など
(ただし、市税滞納者、反社会的勢力関係者などを除く)

※申請書類は、市ホームページ、もしくは環境経済課窓口で配布しています。

3. 備考

申請される前に、下記担当課に事前協議をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

豊岡市環境経済部環境経済課経済係

担当：小谷・若森

TEL 23-4480 (直)

FAX 22-3872



平成25年度 豊岡市ものづくり企業等支援補助金 募集要領

①新製品、新技術等開発支援事業

| | |
|-------------|---|
| 対象事業 | 新製品、新技術等を開発するための調査研究（企画立案、市場調査、試験、試作、改良など）※市内で事業化する場合のみ |
| 対象経費 | ① 可能性、市場、文献等調査に必要な旅費、謝金、手数料、印刷費等 ② 設計、加工、試験、デザイン開発に必要な委託料等 ③ 試験、改良等に必要な原材料費、施設・設備のリース料等 ④ 特許権等導入経費 ⑤ 大学等に支払う共同研究費又は委託研究費（施設等整備費は対象外） ⑥ その他事業内容に応じ市が認める経費 （交付決定前に発注、購入、契約等をしたものは対象外） |
| 補助率又は補助金等の額 | 補助対象事業費の1/2以内（環境経済認定事業は2/3以内） （上限300万円） |
| 対象者 | 市内に事務所を置き、ものづくりを行う中小企業者、またはそれらの方が1社以上参加するグループ ※「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者で、個人を含みません。ただし、次の方は対象外です。 ① 市税を滞納されている方 ② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者 ③ その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる方 |
| 交付申請の期限 | 9月10日（火）まで（土曜・日曜・祝日以外） |
| 提出書類 | ①補助金等交付申請書②補助事業計画書③決算書（過去2年間の損益計算書、貸借対照表）④市税を滞納していない証明書⑤法人の登記事項証明書（法人の場合）⑥事業の詳細な説明資料 ※審査の都合上、追加書類の提出をお願いすることがあります。 |
| 審査 | 提出書類、聞き取り等により審査を行います。 |
| 審査基準 | ①事業計画②事業の将来性③事業の継続性④技術面での実現可能性⑤経済効果などにより総合的に判断します。 ※過去に補助金を受けた申請者・事業は劣後的に取り扱うことがあります。 |
| 申請件数・調整等 | ①申請受付：1回の募集につき1社（人）あたり1件 ②採択：1社（人）あたり年1件 ③国、県等の補助金が利用可能な場合は、その制度を利用させていただきます。 |
| 事業期間 | 交付決定日～平成26年3月末（災害等やむを得ない事情がある場合を除く） |
| 概要の公表 | 補助金を受けた事業の概要を報告していただき、協議のうえで公表します。 |
| 補助金交付 | 補助金の完了後に交付します。 （出来高に応じて交付決定額の7割以内の概算払い可） |
| 補助金の返還 | 一定期間内に市内で事業化せずに市外で事業化した場合などには、補助金を返還していただきます。（詳細はお問い合わせください） |

・ 補助事業終了後、領収書の写し、実施状況の写真等を添えて事業実績を報告していただきます。

【申込み・問合せ】

豊岡市環境経済部環境経済課

TEL 23-4480（直）

E-mail keizai@city.toyooka.lg.jp

平成25年度 豊岡市ものづくり企業等支援補助金 募集要領

②市内取引拡大支援事業

| | |
|-------------|---|
| 対象事業 | 市内企業に部品、原材料等を納品するための設備導入 ※市内への設置のみ |
| 対象経費 | ① 設計、加工、試験、デザイン開発に必要な委託料等 ② 設備導入、試作に必要な原材料費、資材購入費 ③ 施設・設備の購入・借用・修繕費 ④ その他事業内容に応じ市が認める経費 (交付決定前に発注、購入、契約等をしたものは対象外) |
| 補助率又は補助金等の額 | 補助対象事業費の1/2以内(環境経済認定事業は2/3以内) (上限100万円) |
| 対象者 | 市内に事務所を置き、ものづくりを行う中小企業者。 ※「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者で、個人を含みません。ただし、次の方は対象外です。 ① 市税を滞納されている方 ② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者 ③ その他市が補助金を交付することが不適当であると認められる方 |
| 交付申請の期限 | 9月10日(火)まで(土曜・日曜・祝日以外) |
| 提出書類 | ①補助金等交付申請書②補助事業計画書③導入設備のパンフレット等④決算書類(過去2年間の損益計算書、貸借対照表)⑤市税を滞納していない証明書⑥法人の登記事項証明書(法人の場合)⑦事業の詳細な説明資料 ※審査の都合上、追加書類の提出をお願いすることがあります。 |
| 審査 | 提出書類、聞き取り等により審査を行います。 |
| 審査基準 | ①取引の実現可能性②事業の利益率・継続性等により総合的に判断します。 ※過去に補助金を受けた申請者・事業は劣後的に取り扱うことがあります。 |
| 申請件数・調整等 | ①申請受付:1回の募集につき1社(人)あたり1件 ②採択:1社(人)あたり年1件 ③国、県等の補助金が利用可能な場合は、その制度を利用させていただきます。 |
| 事業期間 | 交付決定日～平成26年3月末(災害等やむを得ない事情がある場合を除く) |
| 概要の公表 | 補助金を受けた事業の概要を報告していただき、協議のうえで公表します。 |
| 補助金交付 | 補助金の完了後に交付します。 (出来高に応じて交付決定額の7割以内の概算払い可) |
| 補助金の返還 | 一定期間内に市内で事業化せずに市外で事業化した場合などには、補助金を返還していただきます。(詳細はお問い合わせください) |

- ・ 補助事業終了後、領収書の写し、実施状況の写真等を添えて事業実績を報告していただきます。
- ・ 補助事業で取得した設備等の耐用年数が経過するまでに譲渡、処分、目的外使用する場合には、事前の承認が必要です。

【申込み・問合せ】

豊岡市環境経済部環境経済課

TEL 23-4480(直)

E-mail keizai@city.toyooka.lg.jp

平成25年度 豊岡市ものづくり企業等支援補助金 募集要領

③販路拡大支援事業

| | |
|-------------|--|
| 対象事業 | 取引先拡大を目的とした展示会への新規出展 |
| 対象経費 | ① 展示会小間料 ② 展示ブース作成費 ③ 会場使用料（単独又は共同で展示会を開催する場合。） ④ その他事業内容に応じ市が認める経費 （交付決定前に発注、購入、契約等をしたものは対象外） |
| 補助率又は補助金等の額 | 補助対象事業費の1/2以内（環境経済認定事業は2/3以内） （上限30万円） |
| 対象者 | 市内に事務所を置く中小企業者またはそれらの方で構成されたグループ ※ 「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者で、個人を含みません。ただし、次の方は対象外です。 ① 市税を滞納されている方 ② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者 ③ その他市が補助金を交付することが不適当であると認められる方 |
| 交付申請の期限 | 9月10日（火）まで（土曜・日曜・祝日以外） |
| 提出書類 | ①補助金交付申請書②補助事業計画書③販売計画書④出展する展示会の前回の出展企業一覧⑤市税を滞納していない証明書⑥法人の登記事項証明書（法人の場合）⑦事業の詳細な説明資料 ※審査の都合上、追加書類の提出をお願いすることがあります。 |
| 審査 | 提出書類、聞き取り等により審査を行います。 |
| 審査基準 | ① 販売計画の実現可能性②事業の継続性 などにより総合的に判断します。 ※過去に補助金を受けた申請者・事業は劣後的に取り扱うことがあります。 |
| 申請件数・調整等 | ①申請受付：1回の募集につき1社（人）あたり1件 ②採択：1社（人）あたり年1件 ③国、県等の補助金が利用可能な場合は、その制度を利用させていただきます。 |
| 事業期間 | 交付決定日～平成26年3月末（災害等やむを得ない事情がある場合を除く） |
| 概要の公表 | 補助金を受けた事業の概要を報告していただき、協議のうえで公表します。 |
| 補助金交付 | 補助金の完了後に交付します。 |

- 補助事業終了後、領収書の写し、実施状況の写真等を添えて事業実績を報告していただきます。

【申込み・問合せ】

豊岡市環境経済部環境経済課

TEL 23-4480（直）

E-mail keizai@city.toyooka.lg.jp

豊岡市ものづくり企業等支援補助金(二次募集)の申請を受け付けます

豊岡市は、8月16日(金)～9月10日(火)まで、平成25年度豊岡市ものづくり企業等支援補助金(二次募集)申請を受け付けます。

対象事業

- (1) 製品・技術等開発 (2) 市内取引拡大 (3) 販路拡大

補助金額 補助対象経費×1/2(最大300万円)。環境経済事業(※)は補助対象経費×2/3

対象者 市内に事務所を置く中小企業者・団体(個人を含む)など
ただし、市税滞納者、反社会的勢力関係者などを除きます。

事業期間 交付決定の日～平成26年3月31日(期間外の経費は補助金対象外)

申請方法 必要書類を添えて環境経済課に持参してください。なお、事前協議をお願いします。

審査・決定 提出書類や聞き取りにより審査し、10月上旬に決定します。

補助金の交付 終了後(特に必要がある場合は、進捗状況に応じ7割まで支払います。)

※ 利益を追求する事業により環境が改善されるもの。

豊岡市は「環境経済戦略」を策定し、「環境と経済の共鳴」(環境を改善する事業による経済効果と、経済効果による利益の拡大)を目指しています。

【補助対象事業等】

| 対象事業 | (1) 製品・技術等開発 (開発のための調査研究) | (2) 市内拡大取引 (市内企業に納入するための設備導入) | (3) 販路拡大 (取引先拡大のための展示会新規出展) |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 対象経費 | ・市場等調査費 ・設計・加工費 ・設備リース料等 など | ・設備購入費、リース料 ・設計・加工費 ・資材等購入費 など | ・展示会小間料 ・展示ブース作成費 ・会場使用料等 など |
| 補助金 上限額 | 300万円 | 100万円 | 30万円 |

問い合わせ

豊岡市環境経済部環境経済課 経済係 小谷・若森

Tel. 0796-23-4480(直) E-mail keizai@city.toyooka.lg.jp